

消費者庁



表6-4 消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

## 1 事前評価

表6-4-（1） 規制を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	訪問購入に係る規制内容の整備	<政令改正> 評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成25年2月8日に公布された。
2	特定商品等の預託等取引契約に関する法律による消費者への情報開示の強化	<府令改正（予定）> 評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ「特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」について平成25年5月に公布を予定している。
3	消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示への対応	<法案提出> 評価結果を踏まえ、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」を国会に提出した（平成25年3月22日提出）。

## 2 事後評価

表6-4-（2） 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	消費者政策の調整	【改善・見直し】  <予算要求> ・インターネット消費者取引に関する実態調査を推進するため、平成25年度概算要求（68百万円）を行った。（24年度予算額：47百万円）  <その他の具体的取組> ・全国の消費生活センターに寄せられるいわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む）の情報について、取締りを行っている担当部局に情報提

		<p>供を行っていただくよう通知を发出。(平成24年9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する啓発ポスターやチラシを消費生活センター等の協力を得て配布。(平成24年10月)</li> <li>・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施。(平成24年9月～平成25年3月の期間で3回実施)</li> <li>・消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施。(平成24年10月～)</li> <li>・消費者政策担当課長会議を開催。(平成25年2月)</li> <li>・平成24年7月開催の消費者政策担当課長会議にて、食品ロス削減関係省庁等連絡会議を設置し、同年10月に第1回会議を開催。</li> <li>・模倣品の販売が確認された(又は強く疑われる)海外ウェブサイトに関する情報を消費者庁のホームページ上で公表。(平成25年2月)</li> <li>・「インターネット消費者取引連絡会」の開催。(平成24年9月～平成25年3月の期間で2回開催)</li> </ul>
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進	<p><b>【改善・見直し】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成25年度概算要求(13百万円)を行った。(24年度予算額:7百万円)</li> <li>・消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成25年度概算要求(39百万円)を行った。(24年度予算額:50百万円)</li> <li>・消費者政策の企画立案に必要な調査を継続的に推進するため、平成25年度概算要求(53百万円)を行った。(24年度予算額:53百万円)</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際化政策対応業務の増加に対応するため、平成25年度機構・定員要求において増員を要求。 (定員要求:課長補佐クラス1名、係長クラス1名)</li> <li>・消費者白書作成業務の増加に対応するため、平成25年度機構・定員要求において増員を要求。 (定員要求:課長補佐クラス1名、係長クラス2名)</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CCP本会合に出席し、現在進められている各プロジェクト(電子商取引に関する調査、製品安全に関する情報共有等)の作業・今後の検討スケジュール等について議論。(平成24年10月)</li> <li>・ICPEN本会合に出席し、各国消費者行政法執行機関との間で情報交換。(平成24年10月)</li> <li>・ICPEN加盟各国の消費者保護当局が参加し、インターネットを監視する「インターネット点検キャンペーン」に参加。(平成24年9月)</li> <li>・eConsumer.govの日本語サイトにおいて、特定商取引法の改正について情報提供。(平成25年2月)</li> </ul>
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応	<p><b>【改善・見直し】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者情報の分析・発信を継続的に推進するため、平成25年度概算要求（20百万円）を行った。（24年度予算額：25百万円）</li> <li>・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成25年度概算要求（42百万円）を行った。（24年度予算額：38百万円）</li> <li>・高齢消費者における悪質商法の二次被害を防止を推進するため、平成25年度概算要求（58百万円）を行った。</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者財産被害事案対応業務の増加に対応するため、平成25年度機構・定員要求において増員を要求。 （定員要求：課長補佐クラス4名、係長クラス6名）</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施。（平成24年9月～平成25年3月の期間で3回実施）</li> <li>・消費者安全法第13条の規定に基づき、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果を公表し、国会に報告。（平成25年2月）</li> </ul>
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	<p><b>【改善・見直し】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成25年度概算要求（62百万円）を行った。（24年度予算額：64百万円）</li> <li>○公益通報者保護の推進のため、平成25年度概算要求（19百万円）を行った。（24年度予算額：24百万円）</li> </ul> <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活に関する制度の企画・立案・推進経費のうち、説明会やパンフレットの作成配布については、平成23年度の執行実績を踏まえ、約10,000千円の予算額を圧縮した。適格消費者団体による消費者団体訴訟制度等（集团的被害回復、差止請求）の普及に関しては、適格消費者団体への支援強化の観点から増額しつつ、全体では平成24年度予算額を下回る要求額とした。</li> <li>・公益通報者保護の推進に必要な経費について、執行実績等を踏まえつつ、より効率的な事業の実施について検討を加え、平成25年度概算要求では、総額2割程度の減額を行った。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集团的消費者被害に係る訴訟制度について、法制化に向けた検討を推進。</li> <li>・消費者団体訴訟制度等の普及啓発のため、全国5か所でシンポジウムを開催（平成25年2月～平成25年3月）。問合せ窓口（消費者団体訴訟制度ダイヤル）を設置。（平成24年12月～平成25年3月）。</li> </ul>
5	個人情報保護に関する施策の推進	<p><b>【改善・見直し】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護の推進のため、平成25年度概算要求（26百万円）を行った。（24年度予算額：30百万円）</li> </ul>

		<p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究経費について、調査研究内容についてより精査を行い、平成25年度以降、基本的に調査を年1本（平成24年度は2本）とすることで、事業実施・予算額の効率化を図ることとし、概算要求に反映した。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法説明会（平成24年11月～平成25年2月）において、地方公共団体等からの報告を新たに追加し、いわゆる「見守り協定」の締結などの個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例について報告を受け、内容面を充実。</li> </ul>
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進のための体系的プログラム研究会の報告（「消費者教育の体系イメージマップ～消費者カステップアップのために～」）。（平成25年1月）</li> <li>・消費者教育ポータルサイトシステム改修（利用者の立場（例えば、学校や地域で教える方等）で教材などを検索できる等）。（平成25年3月）</li> <li>・小学生向け消費者教育用副教材の作成。（平成25年3月）</li> <li>・地方（大阪）における消費者団体との意見交換会の開催。（平成24年11月）</li> <li>・「子どもを事故から守る！プロジェクト」のシンボルキャラクター及びテーマソングの制作。（平成25年1月）</li> </ul>
7	物価対策の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金に関する現状と課題の整理について、「公共料金に関する研究会」で取りまとめのうえ、継続的な取り組みを行っていくため、平成25年度概算要求（6.2百万円）を行った。</li> </ul>
8	地方消費者行政の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>○地方消費者行政の推進のため、所要の経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度補正予算において、「地方消費者行政活性化基金」の上積みとして60.2億円を措置。</li> <li>・平成25年度予算要求：5,048百万円[平成24年度予算額：1,068百万円]</li> <li>・平成25年度当初予算案において、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施するため、5億円を措置。</li> <li>・平成25年度当初予算案において、岩手・宮城・福島・茨城の「地方消費者行政活性化基金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応に活用するため、約7.29億円を措置。</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>○今後も地方自治体や地域の消費者団体等多様な主体との連携を引き続</p>

		<p>き強化するため、平成25年度定員要求において、平成22年度増員事項（地方支援担当）の見直しの解除を要求。 （課長補佐（地方協力第四・五・六係担当）1人、地方協力係長5人の見直しの解除）</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な地方の関係者との意見交換等の実施。</li> <li>・「地方消費者行政活性化基金」を活用し、相談体制の充実等、地方自治体における取組を支援。</li> <li>・平成26年度以降についても視野に入れ、基金等の個別事業ごとの活用期間に関するルールを定めた「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」を消費者庁長官通知として制定。（平成25年2月）</li> <li>・消費者庁長官から各自治体の首長宛に「消費生活相談員に対するいわゆる「雇止め」の見直しについて（依頼）」（平成25年2月27日付け消地協第26号）を発出し、地方自治体における消費生活相談員の雇止めの見直しを依頼。（平成25年2月）</li> <li>・「地方消費者グループ・フォーラム」（全国8ブロック）の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進。（平成24年9月～平成25年3月）</li> <li>・「消費者行政ブロック会議」（全国6ブロック）の開催を通じ、地方自治体との連携を強化。（平成24年8月～11月）</li> <li>・「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」の中間報告（平成24年8月）を踏まえ、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図る観点から、相談員資格の法律への位置付け等の具体化に向けて必要な事項の検討を実施。</li> <li>・「P I O - N E T刷新に関する検討会」の中間報告（平成24年7月）を踏まえ、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）について、相談員にとって一層使い勝手の良いものとするべく、国民生活センターと共同で刷新に向けた作業を実施。</li> <li>・「消費者ホットライン」を運用。</li> <li>・「東日本大震災」で被害を受けた地方自治体をバックアップするため、放射性物質検査機器の貸与等による放射性物質検査体制の整備を実施。（検査機器の配備（278自治体に392台）：～平成24年11月／研修会の実施：随時）</li> <li>・地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家を派遣し（事業開始から平成25年1月31日現在までに5,395人（のべ日人）を派遣）、相談体制の構築に対する支援を実施。</li> </ul>
9	<p>消費者の安全確保のための施策の推進</p>	<p><b>【改善・見直し】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者の安全確保のための施策を推進するため、平成25年度概算要求（336百万円）を行った。（24年度予算額：307百万円）</li> <li>・医療機関ネットワーク事業の予算は、病院長会議開催経費及び旅費のみの要求としている。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関ネットワークにおける追跡調査については外部委託を廃止し、国民生活センターとの連携の中で行うとともに、参画病院数を拡大し、人口が多い地域に病院を配置するなど、より充実した事故情報の収集が可能となるよう改善を実施。(平成25年3月)</li> <li>・食品中の放射性物質に関しては、9月以降も引き続き、リスクコミュニケーションの強化を図り、関係府省、地方自治体等と連携し、全国で99回実施。また、3回シリーズによる公共施設や店頭等における消費者への広報活動の実施にも努め、ポスター各2万枚、リーフレット各92万部を全国で配布。加えて、被災地及び消費圏の消費者5千人を対象とした意識調査を実施したところであり、今後のより効果的なリスクコミュニケーションの在り方や消費者への情報発信の検討等に活用する予定。(平成24年9月～)</li> </ul>
10	消費者取引対策の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt; 政策評価結果を踏まえ、効率的な執行の観点から、特定商取引法の執行、電子商取引モニタリング等事業、特定商取引適正化事業等について経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 政策評価結果を踏まえ、特定商取引法の厳正な執行に係る体制の強化を図るため、平成25年度機構・定員要求において増員を要求。 (定員要求：課長補佐クラス2名、係長クラス4名の見直しの解除)</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の厳正な執行。</li> <li>・通信販売業者からの違法な電子メール広告等に関する情報を関係事業者や金融庁に提供。</li> <li>・改正特定商取引法の施行。(平成25年2月)</li> <li>・割賦販売法に基づく行政処分に係る協議への対応。(平成24年12月)</li> <li>・旅行業法に基づく行政処分に係る協議への対応。(平成24年12月)</li> <li>・宅建業法に基づく行政処分に係る協議への対応。(平成25年2月)</li> <li>・特定電子メール法の厳正な執行。</li> </ul>
11	消費者表示対策の推進	<p><b>【改善・見直し】</b></p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景品表示法違反被疑情報の管理体制の拡充等のため、平成25年度機構・定員要求において機構及び増員(見直しの解除を含む)を要求。 (機構要求：食品表示対策室長(1名)の設置) (定員要求：景品・表示調査官5名の見直しの解除、食品表示対策室への食品表示調査官(8名)の配置(表示対策課内から4名、食品表示課から4名を振替))</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 景品表示法の運用及び執行体制の拡充</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取り</li> </ul>

		<p>やめ、再発防止策の実施等を命令・指示する行政処分（措置命令）等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。</li> <li>・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。</li> <li>・景品表示法の普及・啓発等のため、各種団体主催の講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットを配布。</li> <li>・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。</li> <li>・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。</li> <li>・公正競争規約の実効性の確保を目的として各公正取引協議会が実施する「表示に関する公正競争規約の試買表示検査会」の一部について、運営業務等を支援。</li> </ul> <p>2 住宅性能表示制度の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国約1,000箇所の消費生活相談窓口に対して住宅性能表示制度ガイド（パンフレット）を配布。（平成25年3月）</li> </ul> <p>3 家庭用品の品質表示の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品品質表示法に基づき、事業者に対する「指示」を行い、また、事業者が自ら不適正表示を申し出たものについては、ホームページ上で消費者に注意喚起。</li> <li>・雑貨工業品品質表示規程における「洋傘」と、「いす、腰掛け及び座いす」のうち「乳幼児用のいす」について、取扱い上の注意等の表示による安全への配慮を促す必要があることから、表示の標準として製品の取扱い上の注意表示を新たに追加する等の告示改正作業を開始。（平成25年3月 消費者委員会における諮問及び答申）</li> </ul>
12	食品表示対策の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性表示や分析管理などの科学的知見、特定保健用食品の審査体制の強化及び食品表示基準の検討に対応するため、平成25年度機構・定員要求において増員（時限延長を含む）を要求。</li> </ul> <p>（機構要求：企画官の設置） （定員要求：課長補佐クラス1名、係長クラス1名（時限延長）、一般職員クラス1名（時限延長））</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示法案の成案に向けた作業。</li> </ul>

